

2. 電気工事施工管理に関する実務経験について

(1) 実務経験とは

受検資格を満たす実務経験とは、**[表Ⅰ]**にあげる電気工事において、**[表Ⅱ]**の立場で従事した**施工に直接的に関わる技術上のすべて職務経験**です。

[表Ⅰ] 電気工事施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容

工事種別	主な工事内容(電気工事として実施された工事に限る)
構内電気設備工事 (非常用電気設備を含む)	建築物、トンネル、ダム等における 受変電設備工事、自家用発電設備工事、動力電源工事、LAN工事、 計装工事、航空灯設備工事、避雷針工事、 建築物等の「○○電気設備工事」等
発電設備工事	発電設備工事、発電機の据付後の試運転、調整 等
変電設備工事	変電設備工事、変電設備の据付後の試運転、調整 等
送配電線工事	架空送電線工事、架線工事、地中送電線工事、 電力ケーブル布設・接続工事 等
引込線工事	引込線工事 等
照明設備工事	屋外照明設備工事、街路灯工事、道路照明工事 等
信号設備工事	交通信号工事、交通情報・制御・表示装置工事 等
電車線工事	(鉄道に伴う)変電所工事、発電機工事、き電線工事、 電車線工事、鉄道信号・制御装置工事、鉄道用高圧線工事 等
ネオン装置工事	ネオン装置工事 等
(※) 上記工事種別による増改設等の工事は、実務経験と認められます。	

[表Ⅱ] 実務経験として認められる[表Ⅰ]の工事現場において『従事した立場』

従事した立場	説明
施工管理	受注者(請負人)の立場で施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験(現場施工を含む)
設計監理	設計者の立場での工事監理業務の経験
施工監督	発注者側の立場で現場監督技術者等としての工事監理業務の経験

※職業能力開発促進法に規定される職業訓練のうち国土交通省の認定を受けた訓練を修了した者は、受検資格を満たすための実務経験年数に職業訓練期間を算入できます。認定されている職業訓練等の詳細は本財団ホームページをご確認ください。

(2) 電気工事施工管理に関する実務経験として認められない工事・業務等

B 票実務経験証明書に次の①の工事や②の業務等が記載されている場合は、受検資格を満たす実務経験とは認められません。

受検資格を満たす実務経験として認定できない部分は、実務経験年数より差し引かれます。その結果、必要年数に達しない場合には、受検資格なしの判定となり受検できません(実務経験証明書の書換・再提出は一切できません)。

① 認められない工事等

<p>電気工事以外は、実務経験として認められません。認められない工事の代表例は以下のとおりです。 【ただし、下記工事であっても、電源設備工事部分は電気工事の実務経験として認められます。 この場合、実務経験年数は、電源設備工事として実施した施工期間のみを計上してください。】</p>	
<p>受検資格を満たす実務経験として認められない工事等</p>	<p>発電機・変圧器等の設計・製造・据付・保守・点検・メンテナンス、機器部品等の修理工事・保守・点検・メンテナンス、電機・電器メーカーの機器製造業務</p>
	<p>電話交換機設備、火災報知設備、インターホン設備、拡声設備等の通信設備工事</p>
	<p>電気通信工事として実施した 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル、コンピューター機器設置、その他弱電として実施した工事 【ただし、信号設備工事・計装工事・LAN工事は電気工事の実務経験と認められます。】</p>
	<p>機械器具設置工事として実施した プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事</p>
	<p>管工事として実施した 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事</p>
	<p>消防施設工事として実施した 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事、その他消防施設として実施した工事</p>
	<p>熱絶縁工事として実施した 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事</p>
	<p>その他、建設業法上の許可業種で次に分類される工事として実施したもの 建築工事業、土木工事業、大工工事、左官工事、とび・大工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんがブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、清掃施設工事、解体工事</p>

② 認められない業務等

<p>電気工事の施工に直接的に関わらない以下の業務等は受検資格を満たす実務経験とは認められません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ・ 設計、積算、保守、点検、維持、メンテナンス、事務、営業などの業務 ・ 工事現場の事務、積算、営業等の業務 ・ 工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ・ 研究所、教育機関、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ・ 据付調整を含まない工場製作のみの工事、製造及び修理 ・ 入社後の研修期間 ・ 人材派遣による建設業務(土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし電気工事の施工管理業務は除く)

～その他、電気工事とは認められない工事・業務はすべて受検できません～

(3) 実務経験年数を計算するときの基準日について

- ① 実務経験年数は、令和5年7月31日現在で計算してください
- ② 7月31日現在の実務経験年数では受検資格を満たすことができない場合に限り、8月以降、試験日の前日(11月11日)までに予定されている実務経験を記入してください。
- ③ 予定されている実務経験を算入するときの注意
 - ・ 8月1日以降の実務経験は、受検申込の時点で契約または特定できる工事に限ります。
 - ・ 受検申請後、予定されている実務経験が変更となり受検資格を満たせなくなった場合には、電話等で試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。
 - ・ **受検資格を満たせなかったにもかかわらず自己申告を行わずに受検した場合、法令の定めにより合格取り消しや受検禁止措置がとられることがあります。**
 - ・ 試験日前までに修正の自己申告を行った場合には、手数料を差し引きのうえ受検手数料を返還いたします。

(4) 実務経験年数を計算するときの注意事項

複数の種目の技術検定を受検する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受検申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受検の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の内容確認に当たっては、受検者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

【特に注意が必要なケース】

① 同じ検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇〇ビル電気設備改修工事(電気工事)											
					▲▲▲マンション新築電気設備工事(電気工事)						

重複

この例のように、複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、電気工事の実務経験を14カ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				

重複

この例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2：電気工事1であると算定できるときは、

＜ 建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月 ＞

となります。

注：電気工事施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

電気工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 日本国外の学歴・実務経験について

(1)「国外における学歴を有する者」の受検申請

国外の最終学歴	→	該当する受検資格
国外の大学等を修了し学士の学位に相当する学位を授与された者	→	大学卒業 【実務経験1年6ヶ月以上】
国外の正規の学校教育における12年の課程を修了(*)した者	→	高校卒業 【実務経験4年6ヶ月以上】

※ご自分の学歴がこれに該当するか不明な場合は、事前に大使館に確認したうえで受検申請を行ってください。

学歴に関して必要となる書類は、次の3点です。

- ①卒業証明書(学校が発行したもの)
- ②卒業証明書の和訳
- ③提出書類に関する誓約書(次のURLよりダウンロードしてください)

国外大学の誓約書：<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-d.pdf>

国外高等学校の誓約書：<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-k.pdf>

これらの書類を受検申請書一式に同封して本財団へ送付してください。

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。